

2024 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

釧路公立大学

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 釧路公立大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

釧路公立大学（設置者：公立大学法人釧路公立大学）

北海道釧路市芦野 4 丁目 1 番 1 号

2 学部等の構成 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学部】

経済学部 経済学科、経営学科

3 学生数及び教職員数 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 1,293 名

【教職員数】 教員 35 名、職員 23 名

4 大学の理念・目的等

釧路公立大学は、「地域に結びつき開かれた大学」、「国際性を重視する大学」、「理論と実践の相まった大学」という 3 つの建学の理念を掲げて、釧路地域の市町村による一部事務組合方式により、1988 年度に開学した。開学時に設置された経済学部経済学科に加え 1996 年度には同学部に経営学科を置き、1 学部 2 学科の体制としている。1999 年度には「地域に結びつき開かれた大学」としての社会科学系研究機関及び地域のシンクタンクとして、地域経済研究センターを設立し、また、2023 年度には公立大学法人釧路公立大学に設置者を変更している。

大学の目的は、学則第 1 条に「広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、高い識見と国際的な視野をもつ人間性豊かな人材を養成するとともに、社会に結びつき、開かれた大学として、産業経済の興隆と文化の向上発展に貢献すること」と定めている。

また、建学の理念を具現化するために、学則第 1 条に定める目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに以下の人物の育成を目指すことを掲げている。

- ①専門教育としての経済学、経営学および周辺分野の学識を体系的に修得するとともに、幅広く深い教養、的確な判断力と創造力、豊かな人間性を養い、生涯にわたり主体的に「学ぶ力」を発展させることができるひと
- ②「地域の視点」をもつと同時に「国際的な視野」を備えた、理論的で実践的な力を活用することができるひと

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

釧路公立大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

釧路公立大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、釧路公立大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

【優れた点】

- 建学の理念の一つである「地域に結びつき開かれた大学」の実現に向けて、2021 年度から地域経済研究センターを中心に「ひがし北海道地域経済・金融フォーラム」に取り組んでおり、学生と地域の企業・団体等に勤務する卒業生、釧路地域の関係団体等の参加を得て、学生、卒業生、地域の結びつきの創出を推進している。
- 学生の地域における研究活動を促進するため、地域分析研究委員会が中心となって学生共同研究の交通費助成の仕組みを整備する等、大学として学生の地域での主体的な学びを支援している。

【改善を要する点】

- カリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」での点検・評価の方針及び体制を整理し、学長を責任者とする内部質保証のより一層の充実が望まれる。
- 教員組織の編成については、計画的な教員定数の管理を含め、適切な運営が望まれる。
- 主要授業科目については、2 学科それぞれの教育目標等の特性を踏まえて点検・検証することが望まれる。
- 授与する学位の異なる 2 学科については、学習者本位の観点から、教育目標、学生の配属・履修の在り方及び教育指導体制等を点検・検証し、学科特性を明確にすることが望まれる。
- ディプロマ・ポリシーと授業科目の到達目標の関係や教育課程の体系性については、組織的に点検・検証するとともに、シラバス等で学生にわかりやすく明示することが望まれる。
- 履修モデルとして導入しているプログラム制については、教育課程の体系性における位置づけや履修の方法・運用等を組織的に分析・検証する等、一層の充実が望まれる。
- 成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。
- 成績評価については、成績評価の平準化等、厳格性及び客観性の確保に努めることが望まれる。
- シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 教職協働については、教員組織・事務組織の役割及び連携体制を整理・明確化し、大学の教育研究の水準向上に向けた取組みの一層の進展が望まれる。
- 3 つのポリシーについては、一貫性・整合性の点検・検証の実施体制を整理し、継続的な点検・検証のさらなる充実が望まれる。
- ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、研修内容の充実や教員

評価の実施等により、教育研究活動の向上に向けたFD・SD活動のさらなる充実が望まれる。

- 学習成果の把握・可視化及び教育改善の取組みについては、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、教学IR (Institutional Research)による授業アンケート等の分析・検証等、大学として組織的な取組みのさらなる充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、釧路公立大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科を、教育研究の目的に沿って組織している。また、地域の産業、経済等の調査研究等を所掌する地域経済研究センターを設置している。

ロ 教員組織に関すること

学士課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じて教員を配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。点検評価ポートフォリオ提出時点では教員数が2名不足していたが、2024年9月付で1名採用し、2025年4月付で1名を採用することを議事録等の提出資料により確認している。ただし、教員組織の編成については、計画的な教員定数の管理を含め、適切な運営が望まれる。

主要授業科目については、必修科目としており、原則として専任の教授又は准教授が担当している。ただし、主要授業科目については、2学科それぞれの教育目標等の特性を踏まえて点検・検証することが望まれる。

ハ 教育課程に関すること

学士課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。入学者選抜については、2024年度から、入学者の募集単位を学科単位から学部単位に変更している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設している。各学科各コースを横断するプログラム制に加え、2024年度からの新カリキュラムでは2年次への進級時に所属する学科及びコースを選択するコース制を新たに導入し、教育課程を編成している。

また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

ただし、授与する学位の異なる2学科については、学習者本位の観点から、教育目標、学生の配属・履修の在り方及び教育指導体制等を点検・検証し、学科特性を明確にすること、ディプロマ・ポリシーと授業科目の到達目標の関係や教育課程の体系性については、組織的に点検・検証するとともに、シラバス等で学生にわかりやすく明示することが望まれる。さらに、履修モデルとして導入しているプログラム制については、教育課程の体系性における位置づけや履修の方法・運用等を組織的に分析・検証する等、一層の充実が望まれる。

また、成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすること、成績評価の平準化等、厳格性及び客観性の確保に努めることが望まれる。さらに、シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。なお、成績評価については、学習到達目標達成度を考慮した基準とすることを、2025年3月の理事会において決定したことを確認した。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。大学が加盟する「北海道地区大学図書館協議会相互利用サービス」を利用することで、学生及び教職員は、道内38大学46図書館の所蔵資料の閲覧、文献複写サービス等を利用することができる。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

ホ 事務組織に関すること

学部の事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。事

務局には総務課、学生課、経営企画課を置き、また、学生の厚生補導等を行うための組織として学生委員会を設置し、課外活動や保健管理等の学生生活全般に関する事項を所掌している。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。ただし、教職協働については、教員組織・事務組織の役割及び連携体制を整理・明確化し、大学の教育研究の水準向上に向けた取組みの一層の進展が望まれる。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、カリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。

3つのポリシーについては、一貫性・整合性の点検・検証の実施体制を整理し、継続的な点検・検証のさらなる充実が望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。広報委員会を中心に、広報に係る出版物の編集・発刊、Web サイトの管理運用、その他広報活動を行っている。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、「釧路公立大学における内部質保証の推進等に関する規程」において内部質保証の方針を定め、内部質保証の推進等に責任を負う組織として、学長を議長とする内部質保証推進会議を設置している。内部質保証推進会議を中心に、7年以内の認証評価サイクルの中で2回の自己点検・評価を行い、委員会等に改善・向上の取組みを指示している。内部質保証推進会議の指示を踏まえた委員会等の取組み結果については、同会議に報告され取りまとめる仕組みとしており、自己点検・評価の結果については、自己点検・評価報告書としてWebサイトで公表している。また、認証評価機関から指摘を受けた事項は、内部質保証推進会議で改善策を検討し、必要に応じて関係組織に対して改善に資する取組みの指示を行っている。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」での点検・評価の方針及び体制を整理し、学長を責任者とする内部質保証のより一層の充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。ただし、FD及びSDについては、研修内容の充実や教員評価の実施等により、教育研究活動の向上に向けたFD・SD活動のさらなる充実が望まれる。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。自律的な学びへの支援として、1年次修了時に修得単位数が20単位未満の学生には、2年次進級後に担任教員による面談を実施し、3年次への進級留め置きとなった学生には、経済学部長等による面談を実施している。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、「釧路公立大学における内部質保証の推進等に関する規程」に定めた内部質保証の方針に基づき、内部質保証の推進等を行う内部質保証推進会議を中心に取り組んでいる。同会議において各組織への改善の取組みの指示・支援や、必要に応じて追加の措置を行い、各組織は指示・支援を受け改善に向けた取組みを行っている。学習成果の把握・可視化に係る分析については、FD委員会が中心となって取り組んでいる。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「学生の学習成果の把握と分析【学習成果】」

学生の学習成果を把握するための取組みとして、GPA(Grade Point Average)制度の導入や、授業アンケート及び卒業生アンケートを実施している。

2014年度に導入したGPAは、成績優秀者の表彰等に活用するとともに、FD委員会を中心に、入学年度ごとに各学年のGPAの集計及び経年分析を行っている。GPAの分析により、直近の特徴として、全体のGPAが上昇し成績不振学生数が減少していることが確認されている。

授業アンケートは2001年度から、学長を実施主体として前期及び後期終了時点で、演習科目を除く全ての授業を対象に実施している。授業ごとの結果については個々の担当教員に対して報告するほか、全体の集計結果についても教員間で情報共有を行っている。

卒業生アンケートは2017年度から、学長を実施主体として卒業年次生を対象に実施している。

授業アンケート及び卒業生アンケートについては、FD委員会が結果の分析を行ったうえで、集計結果をWebサイトに公表している。各アンケートについては、学習成果の自己評価に関する設問を追加する等、質問項目の改善に取り組んでいるが、回答率の低さが課題となっており、回答率の向上に向けた大学としての組織的な取組みが期待される。

また、GPA、授業アンケート、卒業生アンケート等の結果について、教員に対する共有に加え、大学としての教育研究等の組織的な改善に結びつけるため、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、教学IRによるアンケート結果の分析・検証等、大学として組織的な学習成果の把握・可視化及び教育改善の取組みのさらなる充実が望まれる。

・No.2「教育環境の充実に向けた学生支援」

学生委員会が所掌する学生アンケートの分析の結果、多くの学生がアルバイト収入を生活費や学費等に充てていることが明らかとなり、第1期中期計画では「学生が安心して学べる環境づくり」の方針を掲げ、学生支援に取り組んでいる。

学生アンケートは20年以上前から毎年度実施しており、その集計・分析の結果を受け、生活支援、修学支援、進路支援等の学生生活への具体的な支援に取り組んでいる。

生活支援として奨学金や授業料減免等の経済的な支援等に取り組むことに加え、修学支援として1996年度から成績不振者面談に取り組んでいる。成績不振者面談は、教務委員会及び学生委員会委員が面談を実施していたが、面識のない教員による面談では聞き取りが困難であったことから、初年次ゼミの担当教員が面談をする体制に移行している。また、学生が健康面・精神面での悩みを相談しやすい環境を整備するため、障がい学生等支援連絡会議において、障がいや疾病のある学生に対して申請に基づき学習支援を行うほか、看護師や臨床心理士によるカウンセリング等に取り組んでいる。

また、進路支援として模擬面接に取り組んでおり、キャリアセンターに常駐するキャリアコンサルタントによって就職指導を実施している。

以上により、学生が学習に専念し、充実した学生生活を送ることができる環境を整えるための学生支援に取り組んでおり、各種の学生支援の取組みについては、毎年蓄積している学生アンケートの結果を通じて検

証を行っている。

・No.3「研究活動と教育の進展に向けた取組み」

研究水準の向上のため、教員に一律に配当される「個人研究費」とは別に、教員向けの各種研究費助成を行っている。1991 年度から実施する長期・短期海外研修への助成や、2005 年度から実施する学会報告への助成、2016 年度から実施する釧路公立大学学術図書出版助成は、いずれも学長裁量予算として毎年度効果を検証し予算計上する仕組みとしている。また、地域研究における教員の交通費助成に地域分析研究委員会が取り組むほか、経営企画課が窓口となり、外部資金獲得のための情報公開や研修参加への支援を行っている。

また、建学の理念の一つである「理論と実践の相まった大学」の実現のため、2019 年度から学生向けの研究費助成として、教員が引率して実施される学外での学生の研究活動に要する旅費の一部を助成している。この取組みは事務局学生課が所掌しており、利用状況を踏まえて 2023 年度からは予算を増額している。また、2022 年度から地域分析研究委員会に新たに予算枠を設けており、採択された研究については同委員会が発行する「釧路公立大学地域研究」に研究成果を公開している。

以上の支援に取り組むことで、科学研究費の採択件数が 2017 年の 16 件から 2022 年には 26 件に増加しており、引き続き各取組みの効果の検証やデータ分析等を大学として組織的に実施し、PDCA サイクルを回すことを通じて、研究活動と教育の進展に向けた取組みを推進することが期待される。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「研究成果の地域への還元に資する取組み」

2012年度から地域分析研究委員会を中心に地域・産業研究会を開催しており、地域や産業に関連する幅広いテーマを設定し、外部の講師を招聘して研究会を開催している。また、地域分析研究委員会で単独または地域経済研究センターとの共催で地域経済セミナーを開催する等、大学の研究成果を地域に還元している。

さらに、1990年から毎年継続して公開講座を開催している。公開講座を担当する講師は学内の全教員のうち専任教員4名を選定して実施することで、多岐にわたるテーマの講座を提供している。大学と学外会場の2か所で実施し、ほぼ毎回参加する固定層を含め80~100名と多くの参加を得ており、建学の理念の一つである「地域に結びつき開かれた大学」の実現に寄与している。学外会場の参加者の増加を目指し、受講記念グッズの配布等の取組みを行っており、今後さらに地方会場のニーズに対応したテーマや講師の選定、開催日時の配慮等の工夫が期待される。

・No.2「教育・研究において地域と結びつく特色ある取組み」

1999年に地域経済研究センターを設置し、2021年度までに56件の地域との共同研究プロジェクトを展開し、研究活動の過程で得られた地域の各分野の知識や経験を地域の資産として残すことで、地域の人材育成につなげている。

学生、卒業生、地域を結ぶため、2021年度から開催している「ひがし北海道地域経済・金融フォーラム」は、地域経済研究センターが事務局となり、教員、事務局、卒業生による幹事会を中心に、地域のニーズに応じたテーマを検討している。同フォーラムでは、釧路地域の関係団体によるパネルディスカッションに加え、地域の信用金庫や農業協同組合に勤務する卒業生による取組みの発表や、学生によるゼミの研究成果に関する研究発表等を行っている。学生にとっては地域経済、産業の実態や職務内容を理解する機会であると同時に、研究成果の発表やそれに対する質問を受けることにより、貴重な学びの機会となっている。また、学外参加者にとっては学生の研究成果を知る機会となっており、学生、卒業生、地域の結びつきの創出を推進している。同フォーラムの開催については、ポスターやチラシの学内外への配布、学生及び報道機関、地域研究経済センターの各種の取組みへの過去の参加者を対象としたメール案内等により広く周知している。

・No.3「ゼミナール充実のための実践的取組み」

学生の表現能力やコミュニケーション能力を培い、論理的に思考する能力や自ら問題を発見して解決する能力を養う観点から、ゼミナール(演習科目)を最も重要な科目として位置づけており、ゼミにおける学生の地域研究を促進するため、2022年度から地域分析研究委員会を中心に学生共同研究への助成の仕組みを整備している。

2022年度に助成を受けた2件の研究は、釧路市の特定地域の住民への聞き取りや、道東の企業の貿易促進に関する現地調査の成果物として、地域分析研究委員会が発行する「釧路公立大学地域研究」第32号に調査報告を掲載している。2023年度に助成した2件の学生共同研究についても、次年度の「釧路公立大学地域研究」に掲載を予定している。以上により、学生の地域での主体的な学びを支援している。

・No.4「国際的な視野をもつ学生を育てるための取組み」

建学の理念の一つに「国際性を重視する大学」を掲げ、太平洋に面した北海道東部の港湾都市である釧路市の大学として、環太平洋地域での学生の留学を推進し、将来的な国際交流・国際ビジネスの場へ学生を送り出すことを使命の一つと捉え、開学以来、カナダ、韓国、ロシア、台湾にある5大学と、交換留学等の学術的な国際交流を行っている。

国際交流委員会が主体となり、派遣学生に対する補助金や奨学金制度、単位認定制度を設けるとともに、事務局総務課に国際交流担当職員を配置し、支援や相談を受け付けている。また、チューター制度を設け、留学生への支援や交流を行っているほか、カナダのキャピラノ大学から教員を毎年招聘し、英語のコミュニケーション及び英語ライティングの担当や、課外活動での学生との交流を図っている。国際交流事業については、Web サイトに留学プログラムの概要や各種制度、留学体験談等を掲載し周知を図っている。

なお、本基準の No.2 及び No.3 の取組みをもとに、「地域に結びつき開かれた大学としての取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

No.2「教育・研究において地域と結びつく特色ある取組み」の意見交換において、「ひがし北海道地域経済・金融フォーラム」に参加した学生から、研究成果の発表に対する質問を受けたことで研究のヒントが得られた、釧路の様々な課題を理解し将来地元に戻った際に活用したいといった意見があり、学生にとって地域課題を理解する機会、自身の研究の学びの機会となっていることが確認できた。また、同フォーラムの幹事会メンバーや卒業生から、道東の中心都市であり様々な機能を持つ釧路地域を学ぶことで学生にとって様々な地域に対する理解が深まり、さらに取組みを継続していくことによって地域の人材確保につながるといった意見があり、ステークホルダーの本取組みへの期待が確認できた。

No.3「ゼミナール充実のための実践的取組み」の意見交換において、研究費助成を活用した学生から、助成があったからこそ学べたことが多くあった、地域の方にインタビューすることで主体性が生まれたといった意見があり、学生が地域に出て主体的に学ぶ機会の確保につながっていることが確認できた。

全体を通じて、研究、ゼミ活動等に通じた教員や学生が地域社会と結びつく活動を支援し、地域に結びつき開かれた大学としての取組みを推進していることが確認できた。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回釧路公立大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 4 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 22 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表